

若手従業員への奨学金返還手当を補助します！

高砂市中小企業奨学金返済支援事業

市内中小企業者の人材確保及び若年者の地元就職・定着を図るため、兵庫県雇用開発協会が実施する中小企業奨学金返済支援制度を活用し、若手従業員の奨学金返還を経済的に支援する市内の中小企業者を応援します。

○ 補助対象企業

次の要件を全て満たす市内の中小企業者

- ・市内に主たる事業所を有する個人又は法人であること
- ・一般財団法人兵庫県雇用開発協会が実施する中小企業奨学金返済支援制度事業補助金（以下、「協会補助金」という。）の交付決定を受けていること
- ・市税を滞納していないこと

○ 対象従業員

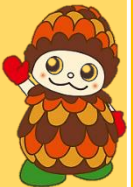
補助対象企業に勤務し、次の要件を全て満たす者

- ・正規雇用であり、市内事業所に勤務し市内在住の者
- ・日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- ・当該企業就職後5年以内の者
- ・申請時点で市内事業所に勤務する者
- ・市内に住所を有する30歳未満（申請年度末時点で29歳以下）の者
- ・市内において5年間引き続き居住の意思を有する者
- ・個人事業主と同居している親族でないこと

○ 補助の期間と金額

- ・対象従業員1人につき、
最長5年間かつ上限6万円/年
- ・企業の支援総額から協会補助額の支給を差し引いた額の2分の1

※申請及び実績報告は、毎年度必須です。



○ 制度利用後負担額（年間）の軽減例

	① 従業員の 年間返済額	② 企業の支援総額 (事業者で設定)	③(=①-②) 従業員本人の 実質返済額	④(=②×1/2) 協会補助額 (上限6万円)	⑤(=(②-④)×1/2) 市補助額 (上限6万円)	⑥(=②-④-⑤) 企業の実質負担額
例1	18万円	10万円	8万円	5万円	2万5千円	<u>2万5千円</u>
例2	20万円	15万円	5万円	6万円	4万5千円	<u>4万5千円</u>
例3	20万円	10万円	10万円	5万円	2万5千円	<u>2万5千円</u>
例4	40万円	20万円	20万円	6万円	6万円	<u>8万円</u>

◆◆◆ 補助申請先・問い合わせ ◆◆◆

- ・〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1
- ・高砂市 生活環境部 環境経済室 産業振興課（商工労働係／高砂市中小企業奨学金返済支援担当）
- ・電話／079-443-9030（直通） [E-mail／tact2930@city.takasago.lg.jp](mailto:tact2930@city.takasago.lg.jp)
- ・URL：<https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/sangyoshinko/3/7596.html>
(ページID：7596)